

審議会等の会議開催のお知らせ

1	会議名	川崎市介護認定審査会合議体（川崎区 令和7年10月）																																																												
2	議題及び公開・非公開の別	被保険者の介護認定に係る審査会（非公開）																																																												
3	開催日時	<table border="0"> <tr> <td>第 1 合議体</td><td>14日（火）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>28日（火）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 2 合議体</td><td>6日（月）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>27日（月）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 3 合議体</td><td>7日（火）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>20日（月）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 4 合議体</td><td>7日（火）午後1時30分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>21日（火）午後1時30分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 5 合議体</td><td>9日（木）午後7時00分から</td><td>5階講堂</td></tr> <tr> <td></td><td>23日（木）午後7時00分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 6 合議体</td><td>16日（木）午後6時30分から</td><td>5階講堂</td></tr> <tr> <td></td><td>30日（木）午後6時30分から</td><td>5階講堂</td></tr> <tr> <td>第 7 合議体</td><td>6日（月）午後7時00分から</td><td>5階講堂</td></tr> <tr> <td></td><td>20日（月）午後7時00分から</td><td>5階講堂</td></tr> <tr> <td>第 8 合議体</td><td>16日（木）午後6時30分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>30日（木）午後6時30分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第 9 合議体</td><td>14日（火）午後1時45分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td></td><td>28日（火）午後1時45分から</td><td>3階会議室</td></tr> <tr> <td>第10合議体</td><td>6日（月）午後6時45分から</td><td>5階相談室</td></tr> <tr> <td></td><td>20日（月）午後6時45分から</td><td>5階相談室</td></tr> </table>	第 1 合議体	14日（火）午後7時00分から	3階会議室		28日（火）午後7時00分から	3階会議室	第 2 合議体	6日（月）午後7時00分から	3階会議室		27日（月）午後7時00分から	3階会議室	第 3 合議体	7日（火）午後7時00分から	3階会議室		20日（月）午後7時00分から	3階会議室	第 4 合議体	7日（火）午後1時30分から	3階会議室		21日（火）午後1時30分から	3階会議室	第 5 合議体	9日（木）午後7時00分から	5階講堂		23日（木）午後7時00分から	3階会議室	第 6 合議体	16日（木）午後6時30分から	5階講堂		30日（木）午後6時30分から	5階講堂	第 7 合議体	6日（月）午後7時00分から	5階講堂		20日（月）午後7時00分から	5階講堂	第 8 合議体	16日（木）午後6時30分から	3階会議室		30日（木）午後6時30分から	3階会議室	第 9 合議体	14日（火）午後1時45分から	3階会議室		28日（火）午後1時45分から	3階会議室	第10合議体	6日（月）午後6時45分から	5階相談室		20日（月）午後6時45分から	5階相談室
第 1 合議体	14日（火）午後7時00分から	3階会議室																																																												
	28日（火）午後7時00分から	3階会議室																																																												
第 2 合議体	6日（月）午後7時00分から	3階会議室																																																												
	27日（月）午後7時00分から	3階会議室																																																												
第 3 合議体	7日（火）午後7時00分から	3階会議室																																																												
	20日（月）午後7時00分から	3階会議室																																																												
第 4 合議体	7日（火）午後1時30分から	3階会議室																																																												
	21日（火）午後1時30分から	3階会議室																																																												
第 5 合議体	9日（木）午後7時00分から	5階講堂																																																												
	23日（木）午後7時00分から	3階会議室																																																												
第 6 合議体	16日（木）午後6時30分から	5階講堂																																																												
	30日（木）午後6時30分から	5階講堂																																																												
第 7 合議体	6日（月）午後7時00分から	5階講堂																																																												
	20日（月）午後7時00分から	5階講堂																																																												
第 8 合議体	16日（木）午後6時30分から	3階会議室																																																												
	30日（木）午後6時30分から	3階会議室																																																												
第 9 合議体	14日（火）午後1時45分から	3階会議室																																																												
	28日（火）午後1時45分から	3階会議室																																																												
第10合議体	6日（月）午後6時45分から	5階相談室																																																												
	20日（月）午後6時45分から	5階相談室																																																												
4	開催場所	上記を参照してください。																																																												
5	傍聴の定員	非公開のためなし。																																																												
6	非公開の理由	特定人のプライバシーに関する事項を審査するため非公開とします。																																																												
7	傍聴手続に係る特記事項																																																													
8	問い合わせ先	川崎区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課 介護認定給付係 電話番号（201）3283																																																												
9	その他必要な事項																																																													